

## 尼崎市総合計画審議会条例（改正後）

（この条例の趣旨）

第1条 この条例は、尼崎市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 次の各号に掲げる事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、審議会を置く。

(1) 市の総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関する事項

(2) 総合計画の推進に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関する重要な事項で市長が必要と認めるもの

（組織）

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 特別委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。

5 特別委員は、第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。

2 委員の辞任等により後任の委員を委嘱し、又は任命する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

（会長）

第5条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（招集）

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第7条 審議会は、委員（特別委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、部会に臨時委員を置くことができる。

4 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する

5 第3条第4項及び第5項の規定は臨時委員について、第5条第2項及び第3項並びに前2条の規定は部会について、それぞれ準用する。この場合において、第3条第4項中「会長」とあるのは「会長及び部会長」と、同条第5項中「第3項」とあるのは「第8条第3項」と、第5条第3項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条第1項中「委員（特別委員）」とあるのは「部会に属する委員（特別委員及び臨時委員）」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員（臨時委員含む。）以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則（平成21年5月21日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年6月22日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。